

平成 30 年 8 月 7 日

御中

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

事務局長 山本 靖彦

リーチスタッカーの実態調査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、港湾貨物運送事業における第 1 2 次労働災害防止期間中の労働災害の発生状況をみますと、死亡災害は 20 件発生していますが、このうち、6 件がフォークリフト等の動力運搬機械によるものです。このため、港湾貨物運送事業における第 1 3 次労働災害防止計画においても、重点事項である死亡災害の撲滅にむけた対策の一つとして、フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止を掲げているところです。

また、港湾貨物運送事業において、荷役運搬機械としては、フォークリフト、ストラドルキャリア等が多く使用されているところですが、一方で最近で

は、操作性の良さ等からリーチスタッカーを導入する事業場も増加しています。このリーチスタッカーについては、現在、労働安全衛生法令において明確に規制されておらず、運転資格、点検整備、接触防止等について使用事業場が独自に基準を設け、安全性を確保している状況にあります。現在までのところ重篤な災害の報告はありませんが、港湾貨物運送事業において、一定の取扱いを定め、安全性を確保していくことが重要となっています。

このため、リーチスタッカーの使用状況、運転者資格、点検整備、接触防止等について、実態調査を実施し、使用実態を踏まえた安全作業マニュアルを作成することとしたいと考えています。

つきましては、別添調査票について、ご記入のうえ、9月15日までに、当協会あて返送いただきますようお願いいたします。

なお、調査票については、当協会ホームページにアップしますので、これをダウンロードいただき、メール (honbumieruka@kouwansaibou.or.jp) で御報告いただく方法もございますので、よろしく申し上げます。

担当 業務部 吉田、當銀

電話 03-3452-7201